

医政発 0329 第 36 号  
平成 31 年 3 月 29 日

各 都 道 府 県 知 事 殿

厚生労働省医政局長  
(公 印 省 略)

社会医療法人の認定要件及び特定医療法人の承認要件の見直し等について

平成 31 年度税制改正の大綱（平成 30 年 12 月 21 日閣議決定）に基づき、社会医療法人の認定及び特定医療法人の承認の要件について、所要の見直しを行うこととなりました。これに伴い、当該要件を定めた医療法施行規則及び厚生労働省告示の改正を行い、その内容については、本年 3 月 29 日付で「医療法施行規則の一部を改正する省令」の公布等について（平成 31 年医政発 0329 第 4 号厚生労働省医政局長通知）において通知したところです。

これを受けて、関係する通知について下記第 1 のとおり改正し、本年 4 月 1 日から適用することといたしましたので、貴職におかれては、御了知の上、適正な運用に努めていただくようお願いいたします。

また、その他の既往通知についても下記第 2 のとおり所要の改正を行い、本年 4 月 1 日から適用することといたしましたので、併せて適正な運用に努めていただくようお願いいたします。

記

第 1 社会医療法人及び特定医療法人に係る改正について

- 「社会医療法人の認定について」（平成 20 年医政発第 0331008 号） 別添 1
- 「特定医療法人制度の改正について」（平成 15 年医政発第 1009008 号） 別添 2

第 2 その他の改正について

- 「医療法人の附帯業務について」（平成 19 年医政発第 0330053 号） 別添 3
- 「医療法人の国際展開に関する業務について」  
（平成 26 年医政発 0319 第 5 号） 別添 4
- 「医療法人制度について」（平成 19 年医政発第 0330049 号） 別添 5
- 「病院又は老人保健施設等を開設する医療法人の運営管理指導要綱の制定について」  
（平成 2 年健政発第 110 号） 別添 6
- 「医療法人の合併及び分割について」（平成 28 年医政発 0325 第 5 号） 別添 7
- 「いわゆる「出資額限度法人」について」

- (平成 16 年医政発第 0813001 号) 別添 8
- 「地域医療連携推進法人会計基準適用上の留意事項並びに財産目録、純資産変動  
計算書及び附属明細表の作成方法に関する運用指針」  
(平成 29 年医政発 0321 第 5 号) 別添 9
- 「医療機関債」発行等のガイドラインについて  
(平成 16 年医政発第 1025003 号) 別添 10

### 第 3 施行期日等

上記の改正通知は本年 4 月 1 日より適用する。ただし、社会医療法人及び特定医療法人に係る改正後の要件については、医療法人の平成 31 年 4 月 1 日以降に始まる会計年度について適用し、医療法人の同日前に始まる会計年度（事業年度）については、なお従前の例によることとする。

したがって、当該要件の適用時期については、医療法人ごとに異なることに注意する必要がある。例えば、4 月 1 日より新たな会計年度を開始する社会医療法人が、平成 31 年 4 月 1 日から障害福祉事業を拡大した場合は、社会保険診療等に係る収入金額が全収入金額の 8 割を超えることの要件（医療法施行規則第 30 条の 35 の 3 第 1 項第 2 号ロ）について、社会保険診療等に係る収入金額に障害福祉事業に係る収入金額が含まれることになるが、1 月 1 日より新たな会計年度を開始する社会医療法人が、平成 32 年 1 月 1 日より開始する会計年度以前に障害福祉事業を拡大した場合、社会保険診療等に係る収入金額に障害福祉事業に係る収入金額を含めることはできないことに留意されたい。